

北海道道州制特別区域計画（素案）についての意見募集結果

令和3年2月25日

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

北海道道州制特別区域計画（素案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、52人から、延べ68件（案と直接関係ない意見15件を含む）のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要（案）	意見に対する道の考え方（案）※
○ 「北海道道州制特別区域計画」の最後に、用語説明を付けてください。	○ 本計画で使用されている用語の中で、意味が分かりづらいと考えられる用語については、道のホームページ（当該計画の掲載ページ）上に、新たに「用語説明」のページを新設するなど、本計画内容を御理解いただけるよう適宜工夫して参ります。 C
○ 「道州制」等については、最近初めて、その内容をインターネットを通じて知りました。私だけではなく、多くの道民がほとんど知らないことなのではないでしょうか。この意見募集についても、ほとんどの道民が知らないことと思います。テレビなどの報道等を通じて、道民への周知・道民による議論の上で慎重に検討をしていただきたいと思います。	○ 道州制や道州制特区については、国民・道民の皆様への御理解をいただくことが何より重要だと考えており、道のホームページを活用するなど、周知に努めているところです。引き続き、様々な機会を活用し、御理解が深まるよう取り組んで参りたいと考えております。 C
○ 北海道道州制特区推進計画（素案）を見ても、道州制にするメリットがないと思います。北海道で道州制を推進することは、日本からの孤立を促進させ、日本を分断する行為になると考えますので、道州制には反対です。	○ 道州制特区推進法は、北海道を先行モデルとして権限移譲などの広域行政を推進するものであり、北海道道州制特区推進計画は、この法律により、国が定めた道州制特別区域方針に基づき作成するものとされ、国から移譲を受けた事務・事業などを道が実施する根拠となっています。 道としては、国からの権限移譲や自主財源の充実強化などを図ることは、地方分権の推進に寄与するものと考えております。 D

<p>○ 「1道州制特別区域計画の目標」の「(2)北海道の現状と課題」の中に「北海道は、全国を上回るスピードで人口減少が進行しており」と記載されていますが、その主たる理由は何でしょうか。(素案2頁)</p>	<p>○ 本道の人口は、国全体が成長期にあった1960年代以降、出生率の低下や道外への人口流出などが影響し、徐々に増加幅が小さくなり続けた結果、1997(平成9)年に約570万人に達して以降、減少に転じ、全国を上回るスピードで人口減少が続いています。</p> <p>なお、北海道における人口の現状と将来の見通しなどを示す長期ビジョンとして、2020(令和2)年3月に「北海道人口ビジョン(改訂版)」を策定しております。</p> <p>※ [参考] 詳細は下記をご覧ください。  <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/csr/jinkou/senryaku/senryaku_2nd_vision_senryaku.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/csr/jinkou/senryaku/senryaku_2nd_vision_senryaku.htm</a></p>
<p>○ 「1道州制特別区域計画の目標」の「(2)北海道の現状と課題」の中に「北海道は、強みのある安全で安心な美味しい食や四季折々の多彩な観光資源を有しており、アジア諸国をはじめとする外国人観光客の増加が著しいほか、北海道産食品が世界において高く評価されているとともに、北海道ブランドの世界各地への広がりやアジア諸国の経済成長を取り込むことは、本道経済の成長をけん引するものと期待されています」と記載されていますが、COVID-19を通して北海道の観光産業は深刻な状況にあると思料します。道は、今後もインバウンド需要に依存した経済政策を北海道の成長戦略の柱に位置づけるということでしょうか。(素案2頁)</p>	<p>○ 本格的な人口減少社会の到来により、国内旅行市場の縮小が懸念される中、本道の基幹産業である観光産業を発展させていくためには、海外からの観光需要を獲得していく必要があるとの考えの下、観光振興に取り組んできたところです。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、インバウンドの回復にはしばらく時間を要すると認識しており、本道の観光需要の回復に向けては、道内、国内、海外の順に段階的な回復を目指すこととしております。</p> <p>なお、今後の観光振興を図っていくためには、中長期的な視点を踏まえると、海外からの観光需要を獲得していく必要があると考えており、インバウンドの取次方策についても検討していきます。</p>
<p>○ 「1道州制特別区域計画の目標」の「(2)北海道の現状と課題」-「ア多様な北海道の価値と様々な強みを活用」の中に「北海道には、優れた自然環境や多様なエネルギー資源など、他の地域には見られない、本道ならではの独自性や優位性の源となる価値があります」と記載されていますが、北海道の自立的発展を目指すに当たり、これらの価値を地場産業の構築や地域経済の好循環につなげることも、北海道の成長戦略の柱に位置づけているのでしょうか。(素案2頁)</p>	<p>○ 道では、経済施策の方向性を示す「本道経済の活性化に向けた基本方針」において、本道が優位性を有する食や観光をはじめ、豊かな自然環境、さらには太陽光や風力といった豊富に賦存する新エネルギーのポテンシャルを施策の柱立てに位置づけており、これらの柱立ての下で施策を展開することにより、本道経済の活性化を図ることとしております。</p> <p>※ [参考] 詳細は下記をご覧ください。  <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/keizaikasseikakihonhoushin.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/keizaikasseikakihonhoushin.htm</a></p>

<p>○ 「1 道州制特別区域計画の目標」の「(3) 特区計画の趣旨及び今後の取組」-「エ今後の取組」-「(イ)行政の効率化」の中に「平成17年度から平成28年度までに知事部局職員数を35%削減することを目標とした職員数適正化に取り組む」と記載されてあることについて、昨今、道は多くの職員を採用していると思料しますが、これは行財政改革が改善されたゆえの方針転換でしょうか。(素案5頁)</p>	<p>○ 道では、大変厳しい財政状況の中、行財政改革の柱の一つとして平成17年度に職員数適正化計画を策定し、簡素で効率的な執行体制の確立に向けた取組を進めてきたところであり、職員数適正化計画終了後も引き続き、職員の退職動向やその時々々の行政需要の変化などを踏まえ、計画的な採用に努めているところです。</p>
	E

問い合わせ先  
総合政策部地域行政局行政連携課  
分権係  
電話：011-231-4111（内線：23-318・319）